

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

446

14/4/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

ハーグ
核保安
サミット

「ハーグ・コミュニケ」を採択

問われる日本のプルトニウム政策

2014年3月24～25日、オランダのハーグで第3回核保安サミットが開催された。参加国は自国内および地域における核保安強化の取り組みを報告した。ハーグ・コミュニケは、サミットの将来については具体的に言及しなかった。しかし2016年に米国が4回目を主催すると記した。日本が44トンものプルトニウムを保有していることに関しては問題視されなかった。一方、同サミットに向けて、2月27日、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)は声明を発出し、核保安サミットだけではなく、核兵器禁止のサミットを開くべきことを強調した。

核保安サミットは、2009年4月のオバマ大統領のブラハ演説で提起され、第1回がワシントン(10年4月)、第2回はソウル(12年3月)において開催された¹⁾。第3回となったハーグ・サミットには、53か国の首脳及び政府高官並びにオブザーバーとして、4つの国際機関が参加した(2ページ・資料1)。

この53か国+4機関の構成は、前回のソウル・サミットと同様である。参加国のうち35か国が、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効要件国²⁾である。しかし同じくCTBT発効要件国であるイランと北朝鮮は今回も招待されなかった。また、シリアも同様に招待されていない。この選別の規準は明らかにされていない。

ハーグ・サミットの結果

サミット公式ウェブサイトの「2014年核保安サミットの成果」³⁾によれば、次の3つの領域における新しい合意が得られた。

- 1) 世界の危険な核物質の量を削減する。
- 2) すべての核物質及び放射性物質の保安を強化する。
- 3) 国際協力を強化する。

これらの合意は、ワシントン・サミットで採択

された「作業計画」に基づき、ソウル・サミットによって明らかにされた各国の取り組みの進捗を踏まえたものである。サミットの最後に採択されたハーグ・コミュニケ(2～4ページ・資料2)は、次のように述べた。

「以前のサミットで参加者がなした誓約のほとんどがすでに実行されたことに満足をもって留意する。我々は、核保安を強化するうえで相当の進展があったことを歓迎し、他方で、この目標達成のためには継続的な取り組みが必要であることを認識する。」(第3節)

また、コミュニケには、「各国の必要性に見合

今号の内容

ハーグで3回目の核保安サミット

- <資料1>参加国及び機関
- <資料2>ハーグ・コミュニケ(抜粋訳)
- <資料3>PNND声明(全訳)

特定秘密保護法を読む

猿田佐世(新外交イニシアティブ事務局長)

[連載]いま語る-58

小桜 智穂さん(高校生平和大使・広島)

5月1日号は休みます。次号は5月15日号です。

ような形で、高濃縮ウラン(HEU)の備蓄を最小化し、分離プルトニウムの備蓄量を最小レベルに保つことを、諸国に奨励する」(第21節)と、これら2物質の備蓄量の「最小化」という踏み込んだ表現が用いられた。ソウル・サミットでは、2物質については「計量管理、統合・集約」の重要性を強調するにとどまっていた。しかし保有核物質が「最小レベル」であるか否かの判断は、保有国の裁量に委ねられている。日本は44トンものプルトニウムを保有しているが、そのような状況が暗に認められたとも言える。裏を返せば、日本のそのような状況が、コミュニケの「前進」をこの程度に押し留めた可能性も否定できない。

コミュニケは、「国際的核保安構造」の強化の必要性を強調した。しかし、実際の行動の基本が各国政府による「自発的措置」(第20節)に委ねられているという構造に変化はない。

核保安サミットは、オバマ大統領がプラハ演説で「世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力」を表明したことから始まった。それから4年となった今回、オバマ大統領は、この宣言が達成できたか否かの具体的な言及をしなかった。一方で、各国の取り組みにより、4年前よりも安全が強化されたとの認識を示した⁴。

問われる日本の姿勢

安倍首相は24日の全体会合において演説を

【資料1】核保安ハーグ・サミット参加国及び機関

●**国家首脳(53か国)**:オランダ(議長)*、アルジェリア*、アルゼンチン*、アルメニア、オーストラリア*、アゼルバイジャン、ベルギー*、ブラジル*、カナダ*、チリ*、中国*、チェコ共和国、デンマーク、エジプト*、フィンランド*、フランス*、ガボン、グルジア、ドイツ*、ハンガリー*、インド*、インドネシア*、イスラエル*、イタリア*、日本*、ヨルダン、カザフスタン、リトアニア、マレーシア、メキシコ*、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー*、パキスタン*、フィリピン、ポーランド*、韓国*、ルーマニア*、ロシア*、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ*、スペイン*、スウェーデン*、スイス*、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、ウクライナ*、英国*、米国*、ベトナム*。

●**国際機関(4機関)**:国連、国際原子力機関(IAEA)、国際刑事警察機構(INTERPOL)、欧州委員会。

(編集部注:※はCTBT発効要件国、下線はソウル・サミットからの参加。)

【資料2】ハーグ核保安サミット コミュニケ(抜粋)

2014年3月25日、ハーグ

(前略)

1.我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という我々の共通目標へのコミットメントを再確認する。我々は、核保安を強化する措置が原子力を平和目的で開発・使用する国家の権利を阻害しないようにすることを再確

認する。

2.このサミットは、核保安を強化し、テロリストや犯罪者、その他すべての権限を持たない主体が、核兵器に使用可能な核物質や放射性物質散布装置に使用可能なその他の放射性物質を入手することを予防することに焦点を当てる。この目標の達成は、今後数年で最も重要な課題のひとつである。

3.ハーグ・サミットは、ワシントンおよびソウルでのサミットを基礎に発

行い、同日発出した日米共同声明⁵の意義を強調した。声明は、冷戦期に米国から提供された、日本原子力研究開発機構(JAEA)の東海村の実験施設の兵器級プルトニウム(約300キログラム)を米国に返還し、廃棄するとした。10年のワシントン・サミット以来、米国はこの兵器級プルトニウムを問題視し、返還を求めていた。しかし、日本の保有プルトニウム総量に照らせば、返還・削減されるのはほんの一部でしかない。

安倍首相は演説においても「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を再強調した。しかし、安倍政権は現在、核燃料サイクルの維持・推進を前提とした基本計画を策定しようとしているが、六ヶ所村再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」はトラブルを続発させている。このように危険かつ脆弱な核燃サイクルを論拠にして「日本のプルトニウムには利用目的がある」と主張しつづけることは、日本国民と国際社会から支持を得ることはできないであろう。

PNND声明「核兵器禁止サミットを」

2月27日、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)は、ワシントンにて、ハーグ・サミットに関する声明を発出した(4ページ・資料3)。声明は、核保安強化のための各国政府の取り組みを歓迎しつつ、「核兵器の廃絶によってのみ、核兵器使用のリスクは根絶されうる」と訴えた。そして核保安と同様に、核兵器の使用禁止や廃絶に関しても「最もハイレベルの政治的誓約」、つまり、サミットの開催が必要であると強調した。

次回の核保安サミットは、2016年に米国で開催される予定である。(塚田晋一郎)M

注

- 1 本誌第353号(10年6月1日)及び第398号(12年4月15日)。
- 2 条約付属文書2に列挙された44か国。発効のためにはこれら全ての国の批准が必要とされている。
- 3 www.nss2014.com/en/news/outcome-of-nss-2014-a-major-step-towards-a-safer-world
- 4 同上。
- 5 「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」、14年3月24日。以下に英文及び外務省仮訳。www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_000967.html

展させたものであり、以前のサミットで参加者がなした誓約のほとんどがすでに実行されたことに満足をもって留意する。我々は、核保安を強化するうえで相当の進展があったことを歓迎し、他方で、この目標達成のためには継続的な取り組みが必要であることを認識する。

国家の基本的な責任

4.我々は、おのおのの義務に従って、

核兵器に使われる核物質や管理下にある核施設を含め、すべての核物質およびその他の放射性物質の効果的な保安を常に維持する国家の基本的な責任を再確認する。この責任には、悪意ある目的で使用されうるそうした物質(あるいは関連の機微の情報もしくは技術)を非国家主体が入手することを予防し、テロや妨害行為を予防するために適切な措置をとることが含まれる。この文脈において、我々は、核保安に関する確固とした国内法制や規制の重要性を強調する。

国際協力

5.同時に、我々は、核保安の分野における国際協力をさらに強化し調整する必要性を強調する。国際原子力機関(IAEA)やその他の政府間組織・イニシアチブを通じて、また2国間および地域での協力を通じて、多くのことをなす。

6.国際協力は、強力な核保安文化を形成・維持し、核テロリズムもしくはその他の犯罪的な脅威と効果的に闘う国家の能力を強化する。我々は、国家や規制機関、研究・技術協力組織、原子力産業、その他の関連利害関係者に対して、おのおのの責任の範囲内で、そうした保安文化を形成し、1国、地域、国際レベルでの実践例や教訓を共有するよう奨励する。

7. (略)

強化された国際核保安構造

8.我々は、法的文書や国際組織・イニシアチブ、国際的に承認された指針や良き慣行から構成される、強化され包括的な国際核保安構造の必要性を認識する。

法的文書

9.我々は、「核物質防護条約」(CPPNM)に加盟をしていない国に対して加盟を奨励し、その2005年の改正を未批准の国に対して批准を奨励する。我々は、ソウルサミット以降に改正CPPNMへの新たな批准があったことを歓迎する。ソウルで予期されていたように、我々は、今年後半に2005年の改正が発効するように努力を継続していく。我々は、すべての締約国がそのすべての条項を完全に遵守する必要性を強調する。

10.我々は、「核テロリズム防止条約」の重要性を強調し、すべての締約国がそのすべての条項を完全に遵守する必要性を強調する。我々は、ソウルサミット以降の新たな批准と加盟を歓迎し、すべての国家に対して同条約の加盟国となるよう奨励する。

11.我々は、それぞれの法的体系と国内法手続に従って包括的な国内立法

を策定する基礎を諸国に提供しうるような、核保安に関するモデル法制の策定をめざした努力を歓迎する。

国際原子力機関の役割

12.我々は、国際核保安体系におけるIAEAの本質的な責任と中心的な役割を再確認する。我々は、IAEAの任務において核保安の重要性が増しつつあることを歓迎し、国際組織やその他の国際イニシアチブの間での活動を調整するうえでの主導的な役割を歓迎する。2013年7月の「核保安に関する国際会議：グローバルな取り組みの強化」は、政治的意識を高め、核保安の政策的、技術的、規制の側面に対応するIAEAの能力を示したものである。

13. (略)

14.我々は、各国が核保安上の必要を包括的計画にまとめあげる上でIAEAが支援を行う際に用いられる「核保安統合支援計画」(INSSP)を歓迎する。我々は、核保安を前進させるために諸国がINSSPを適宜利用することを奨励する。

15.我々は、「国際核物質防護諮問サービス」(IPPAS)のようなメカニズムを通じて提供されるIAEAによる検査や諮問サービスの利点を強調する。今日までに、62のIPPASミッションが40か国で実施された。これらサービスの自発的な性格を認識しつつも、我々は、すべての国家に対して、これらを利用し、機微な情報の保護を阻害しないようにしつつ教訓を共有することを奨励する。

16. (略)

国連の役割

17.我々は、核保安強化に対して国連がなした重要な貢献——とりわけ、核テロを含めたテロリズムに対抗するための国際条約や議定書の批准および効果的な履行の促進——を歓迎する。同時に、決議1540に従って設置された国連安保理委員会によってなされた作業を歓迎する。我々は、決議1540とその後の決議を完全に履行し、そうした取り組みを定期的に報告しつづけるように、諸国に対して要請する。我々はまた、国連が軍縮・不拡散に対してなした重要な貢献を認識する。

その他の国際イニシアチブの役割

18.我々は、「核テロリズムに対抗するグローバル・イニシアチブ」(GICNT)や「大量破壊兵器および関連物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」が、2010年および2012年のサミット以降、それぞれの権限と加盟国の範囲内でなした貢献を認識する。両者ともに加盟国を拡大し、核保安に関する調整と協力のための貴重な基盤に成長している。

19. (略)

自発的措置

20.我々は、各国が機微の情報を保護しながらも核物質および施設の効果的な保安を確立したことを示すために採ることを検討する可能性のあるさまざまな自発的措置を特定した。こうした自発的な措置には、次のようなものを含む。▽国内法や規制、組織形態に関する情報の公開、▽実践例の共有、▽IAEAによる検査や諮問サービス、その他の検査やそれらの結論に関するフォローアップの招請、▽関連する既存の通報メカニズムやフォーラムを通じた情報提供、▽訓練コースの設置や参加の促進によって核保安に関与する人材訓練のさらなる強化を図ること、▽国内認証スキームの適用。(後略)

核物質

21.我々は、高濃縮ウラン(HEU)および分離プルトニウムには特別の予防措置が必要であり、それらが適切に保全され、統合集約され、計量されることがきわめて重要であることを認識する。過去4年間、我々は、安全で、保全され、時宜を得た統合集約に関して、国家の内部において、および処分のために他国に移転する場合において、相当の進歩を遂げてきた。さらに、相当量のHEUが低濃縮ウラン(LEU)へと低濃縮化され、分離プルトニウムは混合酸化物(MOX)燃料に転換された。我々は、各国の必要性に見合うような形で、HEUの備蓄を最小化し、分離プルトニウムの備蓄量を最小レベルに保つことを、諸国に奨励する。

22.我々は、技術的および経済的に実行可能な形で、原子炉の燃料をHEUからLEUに転換することを通じて、HEUの使用を引き続き最小化することを諸国に奨励し、この点において、そうした転換を促進する技術に関する協力を歓迎する。同様に、我々は、医療用放射性同位体の確実で信頼性のある供給の必要性を考慮に入れつつ、放射性同位体生産のための非HEU技術の利用の取り組み(財政的インセンティブを含む)を奨励し支援しつづける。

放射線源と放射性物質

23.放射線源は、産業や医療、農業、または研究の分野を問わず、世界のあらゆる国で使用されている。同時に、高レベル放射線源は悪意ある行為にも使用されうる。我々は、とりわけ各国の登録制度を通じて、放射線源の防護における進展をみた。「放射線源の安全と保安に関するIAEA行動規範」およびIAEA「核保安シリーズ」の勧告に

おける指針を考慮に入れつつ、相当数の国家が国内法制・規制を改定した。我々は、何よりもIAEAを通じて、この指針を促進することを約束している。我々は、国際的指針に見合うような形で、すべての放射線源を保全することを追求する。

24.我々は、使用済み核燃料および高レベル放射性廃棄物の管理に関する適切な保安計画をまだ策定していない国に対して、これを策定するように奨励する。

核保安と原子力安全

25.我々は、核保安と原子力安全が、人間の健康や社会、環境を保護するという共通の目的を持っていることを認識する。我々は、原子力安全の措置と核保安の措置が、核保安と原子力安全が重なる特定の領域においては、一貫性があり調整された形で設計され管理される必要があることを再確認する。これらの領域においては、核保安をさらに向上させる取り組みが、原子力安全に関して得られた経験から利益を得るところがあるかもしれない。(後略)

26. (略)

原子力産業

27.原子力事業者は、自己の核物質を保全する第一義的な責任を持ち、したがって、核保安を維持・強化するうえで果たす重要な役割を握っている。事業者の保安体系は効果的なものでなければならず、効果的な保安文化や物理的防護、物質の計量管理を特に重視しなくてはならない。このことは、必要に応じた性能検査や自己評価を含めた、定期的な所定の検査と評価に

よって、各国別に示される必要がある。我々は、必要に応じて、性能基準の規制を利用することへの関心が現れていることに留意する。我々は、核保安規制と規制の効果向上を視野に入れて、事業者と政府機関(機能的に独立した国家規制機関を含む)との間でより密度の濃い対話を支持する。

28. (略)

情報とサイバーセキュリティ

29.我々は、コンピューターシステムに蔵置されている情報を含めて、核物質および技術に関連した情報セキュリティの重要性が増していることを認識する。セキュリティは、権限を持たない主体が、核物質を悪意ある目的のために取得し使用するために必要な情報や技術、専門的知識を取得することを防止するために、必要不可欠である。この領域において、政府、産業、学界の間でのさらなる協力が望ましい。我々は、機微の専門的知識と情報を保護する必要性を強調し、オンラインメディアや公のフォーラムにおいてこうした情報が開示されることを防ぐ核保安文化を推進する。

30. (略)

核物質輸送

31.我々は、国内にあると国際輸送の途中であろうと、核物質およびその他の放射性物質の保安をさらに向上させる決意を再確認する。(後略)

不正取引

32.我々は、核移転を規制し核物質の不正移転に対抗するために、実効的な輸出管理取極めおよび法執行メカニズムを含め、規制管理の外にある核物

質の所在を特定しその保安を図るために利用可能なあらゆるツールを活用することがきわめて重要であることを強調する。(略)

核鑑識

33.核鑑識は、核物質およびその他の放射性物質の出所を特定し、不正取引行為およびその他の悪意ある行為を訴追するための証拠を提供する効果的なツールに発展しつつある。我々は、従来の鑑識手法の利用を改善する機材が進化し開発されたことを歓迎し、核物質およびその他の放射性物質の関係した事件を捜査する革新的な鑑識手法およびツールのさらなる開発の必要性を強調する。(中略)我々は、2014年7月に核鑑識の進展に関する会議をIAEAが主催することを歓迎する。

プロセスの将来

34.国際的な核保安体系を強化するという我々共通の目的を達成するために継続的な取り組みが必要であり、我々はこれが現在進行形のプロセスであることを認識する。

35.したがって、我々の代表は、核保安に関連したさまざまな国際フォーラムに引き続き参加する。IAEAがその調整においては主導的役割を果たすであろう。

36.米国は、2016年に核保安サミットを主催する。

www.nss2014.com/sites/default/files/documents/the_hague_nuclear_security_summit_communique_final.pdf

(外務省仮訳を参考にピースデポ訳。)

【資料3】核保安サミットに関するPNND声明(全訳)

ワシントンD.C.、14年2月27日採択

核兵器のない世界の達成に向けた人道的責務を焦点化するために、ワシントンに集まった世界の議員は、3月24日から25日までハーグで予定されている核保安サミットを歓迎する。

我々は、過去の核保安サミットにおいて、全人類を代表して各国政府首脳が示した協調の精神と行動に勇気づけられた。

我々は、これらの努力を支持し、歴代主催国の米国、韓国及びオランダ、また、危険核物質のより良い管理の獲得によって世界をより安全にするためのこの取り組みを主導しているオバマ大統領を賞賛する。

兵器級核物質の存在は、核兵器が使用されるリスクを生み出す。いかなる

使用も壊滅的な人道的及び環境上の結果を引き起こし、計り知れない苦痛をもたらす。

これは、必ず防止されねばならない。

核物質の管理を通じてこのようなリスクを低減するための、核兵器国の指導者やその他による最もハイレベルの誓約が求められる。

同様に、核兵器が偶発的、計画的、あるいは狂気によって、テロリストやある国によって使用されるリスクを無くすというグローバルな公益を達成するために、最高位のレベルの政治的誓約が必要である。核兵器の廃絶によってのみ、このリスクは根絶されうる。

我々は、このグローバルな公益を達成するためには、地域、国家、グローバル全てのレベルによる努力が必要だと確信する。

しかし、核兵器の脅威を絶つという、人間の存在に関わる責務の達成は、最もハイレベルの政治的誓約及び協調並びに行動を必要とする。

それゆえに、我々は、核兵器の普遍的かつ法的に検証可能な廃絶を達成するための実質的な計画に取り組むことが、今回の核保安サミットの議題に含まれるように努力するよう強く勧告する。仮にこのサミットのプロセスでこのことが議題にならなかった場合においても、同様に政治的にハイレベルな並行するプロセスを設けることを強く勧告する。

我々は、そのような努力を、それぞれの立法機関で支持することを誓約する。

www.pnnd.org/sites/default/files/statement_on_the_nuclear_security_summit.pdf

(訳: ピースデポ)



特定秘密保護法を読む

猿田 佐世 (新外交イニシアティブ事務局長・弁護士)

はじめに

私は、ワシントンDCにしばらく住んでいたことをきっかけに、現在、日米外交にもっと幅広い声を反映させていきたいと活動をしています。アメリカにいた間に、日本は民主党政権に代わり、「普天間基地は少なくとも沖縄県外へ、できれば国外へ」といった総理大臣が生まれました。しかしそれにワシントンが賛成しなかったと言われています。ワシントンからその様子を見ていて、日本国のトップである総理大臣の声がアメリカに届かない理由は何だろうかと思い、自分で外交現場を見てみたいと考えました。そこで、米国議会の中でロビーイングをしたり、日本の国会議員の訪米ロビーイングを手伝ったりしました。その時のアメリカの議員の対応に本当に驚きました。日米外交の問題の担当者であっても、日本のことについてあまりに知らず、「沖縄の人口は2000人か」と聞かれる始末。こんな人々から日本に対する強大な影響力が生まれているのかと思うととても悲しくなりました。また、限られた「知日派」と呼ばれる人々のみの判断で、対日政策が決められていく現実も痛感しました。日米外交に、日本に存在する様々な声をもっと運ばねばならないと思い、昨年、「新外交イニシアティブ(ND)」を立ち上げ、米議会への働きかけをしたり、研究会を開催したりシンポを行ったりなどの活動をしています。

アメリカに引越す直前、今から7年前になります。が、憲法改正を前提とした憲法改正手続法が審議、強行採決されました。その際、私は、国会を連日傍聴したり、その傍聴記録のメール配信などを行ったのですが、その時の総理大臣も安倍首相でした。5年間アメリカにいて、その間、民主党政権になり、いろいろあって外交に色々な声を届けなきゃと思って日本に戻ってきたところで、自民政権に戻り、また安倍首相になりました。そして、安倍首相になったとたんに、この特定秘密保護法に象徴されるような、安倍首相の方向性を前面に押し出すような政策の数々が出てき

ました。集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更で認めるという話が出、武器輸出三原則を変更するとの話があり、その他、毎日、新聞を見ていると、次々と、戦後長年続いてきた政策の多くの変更が試みられていることが分かります。問題点については一つ一つ指摘をし、取り組めるところから取り組んでいきたいと思っています。

不十分であった秘密保護法の審議

特定秘密保護法の国会審議は昨年11月に始まりました。国の重要な情報が国民に知らされなくなり人々の知る権利が害される、重要な決定事項が官僚の手のみ委ねられることになり民主主義を破壊する、など、強い懸念が多くの国民を不安にさせ、大きな反対運動が起きました。しかし、国会での審議は非常に拙速でした。衆議院で審議中、公聴会が福島で行われ、自民党の推薦者からも反対意見が出る状態であったにも関わらず、その日の夜にいきなり修正案が出され、その審議はほとんどなされないまま、その翌日の衆議院の委員会で強行採決してしまうという拙速さで、12月6日には法律が成立しました。

本日のテーマは「特定秘密保護法を読む」というものですが、この法律のそれぞれの条文からも、審議が十分になされなかったことがよく分かります。成立した法律には、自民党、公明党、みんなの党、維新の会が合意をして、福島公聴会が終わった夜に急遽入れ込んだ修正部分が入っています。その修正部分を見るだけでも、言い訳のような文言が加わっていたり、追加したことによって意味がわからりづらくなってしまったりというところが散見されます。法律の不明瞭さ、わかりにくさ、これも、この法律の問題点です。

特定秘密保護法とは何か？

皆さんの中には、知る権利や情報公開の後退など、この法律の問題性をよくご存じの方も多いかと思いますが、条文を丁寧に読み、一つ一つ問題点を見たことがある方は少ないのではないかと思います。では、条文を前から順に見ていきましょう。

【目的・特定秘密の指定】

第1条に「目的」、第2条に「定義」があります。この法律の目的は、「安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、・・・その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資すること」とあります。

第3条の「特定秘密の指定」で、行政機関の長が、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする」としています。この「ある情報を“秘密”として指定する」というのがこの法律の中心的概念です。「秘密」として指定されると、一般国民の目には届かないことになります。

【秘密指定の期間】

第4条は「指定の有効期間及び解除」を定めています。この法律には随所に大きな問題がありますが、この4条はその一つです。第4条の第4項は、秘密と指定された事項を永久に秘密にできるとしています。修正で付け加えられた「ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない」という部分です。これは、「60年」という長期間に渡って情報を公開しないという問題もさることながら、さらに60年をこえて秘密にし続けることを認める条文です。

【「秘密」は誰に提供されるのか】

第5条以下で、「特定秘密」と指定された情報はどのように取り扱わなければいけないかが書いてあります。第6～9条で、特定秘密に指定された情報が、どんな時に、誰にならば提供できるのかが書いてあります。行政機関同士や警察（公安）や外国政府に提供可能とされています。また、「適合事業者」にも情報提供が可能とされていますが、これは、武器製造企業等への提供をさすと思われています。

この開示を認める条文については、「国民への開示は永久になされないかも知れないのに、バランスを欠

いているのでは」という指摘があります。国の主権は国民にあるため、各省庁に存在する情報というのは、本来であれば国民のものであり、国民に開示されねばならないものであるはずです。現時点では、公にしてみれば交渉が成り立たなくなるかもしれないという外交情報があるかもしれませんが、いつかそれが国民の目に触れるようではなくては、それが本当に国民にとって正しい交渉だったのかということがわかりません。国民が情報を知るべき時に、その代表として特に情報が与えられ、チェック機能を持つべきなのは国会です。第10条は「その他公益上の必要による特定秘密の提供」を定め、国会への情報提供を「イ」で認めています。しかし、この10条の「イ」によれば、国会への情報提供は次の場合のみ、と、極めて限られているのです。即ち、議員または委員会もしくは調査会が行う審査または調査であること、秘密会とされていること、特定秘密を利用または知る者の範囲が制限されていること、当該業務以外に特定秘密が利用されないよう政令上の措置が講じられていること、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、といった条件がつけられています。

また、国会議員ですらその情報を外に漏らすと懲役となる可能性があります。この法律を成立させたのは国会議員なのですが、自分で自分の首を絞めていると言う人もいます。

【誰が「秘密」を取り扱うのか】

第4章には、「特定秘密の取扱者の制限」が書かれています。11条からのこの部分は、秘密指定された情報を誰が扱うか、について示しています。国民の目には触れないことになる「指定された秘密」は誰が取り扱うのでしょうか。それは、基本的には「適正評価」という評価をパスした公務員ということになっています。続く12条以下（第5章）で「適正評価」について定められています。公務員の中でも、防衛省や外務省の官僚や、公安事件を取り扱う警察などが指定された秘密情報を取り扱うことになると言われていますが、その中の誰なら秘密を取り扱わせてもいいのか、一人一人の人物評価をし、誰が秘密の取り扱いに適切かを評価する手続きがこの「適正評価」です。これらの省庁のかなり広い範囲の人々に秘密を取り扱わせるのか、それとも非常に限られた人になるのかも具体的には決まっていないと言われています。

官僚が自由に情報を使えることになるという点で、秘密保護法は官僚にはありがたい法律であると一般的に解されていますが、官僚からプライバシーを奪うという点で、この法律で官僚は自分の首を絞めたとも

いえます。この適正評価では、飲酒歴や、外国との繋がりがあのかどうかなどがチェックされるようです。海外留学をした経験や、勤務経験、あるいは日本にあるインターナショナルスクールなどに通った人物は、外国のスパイと繋がっているかもしれないので要注意とされている資料が見つかっています。官僚本人のみならず、官僚の家族まで含めて、監視の対象となります。

【第三者機関の設置】

第6章は「雑則」です。「雑則」と聞くと重要でないように聞こえるのですが、ここにも大変重要なことが書いてあります。

18条は「特定秘密の指定等の運用基準等」とあり、ここには国会審議で多くの修正がなされました。成立した法律では、指定された情報は「秘密」とされるべきものだったのか、また、適正評価の実施について等を話し合う第三者機関を設けなければいけないということに、一応はなっているとされています。しかし、現在、この条文に基づいて設置されている情報保全諮問会議では、その会議で話し合われた議論の中身は十分に公開されず、また、政府は情報保全諮問会議について、「(秘密保護法の)運用基準について首相が定めていくために有識者の意見を聴く場だ」と述べており、この情報保全諮問会議が、政府の判断に対して必要な場面で「否」を突きつけることのできる、独立した第三者機関とはいえないのが現状です。

第22条の「法律の解釈適用」には以下の文言があります。「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」。この「知る権利」との文言は、公明党が自民党に働きかけて入ったものですが、具体的に、この一言が入ったことで、どのような配慮を求められるのか、知る権利を守る方向での厳格な運用がなされるとの保障はありません。

【刑事処罰】

この法律には多くの問題がありますが、問題点を一つだけ挙げるとすると、第7章の「罰則」が挙がるでしょう。「秘密」と指定された情報を漏らした人や、漏らさせた人を処罰する規定です。情報を漏らした人や、漏洩させた人、未遂、共謀・教唆・煽動も処罰の対象となっています。

特定秘密の取り扱い業務に従事する人々、即ち、防衛省だとか外務省だとかの職員が、故意に「秘密」を漏

らした場合は10年以下の懲役、過失で「秘密」を漏らした場合には2年以下の禁固等を受けることになります。また、「秘密」を教えてほしいと頼んだ人々(教唆)に対しても、5年以下の懲役となっています。

もっとも、国は、何を「秘密」に指定したかも明らかにしないのですから、ある情報について「秘密」かどうか知らずに情報提供を求めた人々も、例えば、記者なども、「秘密漏洩を教唆した」として、この処罰規定で罰せられる可能性があります。

さらにこの処罰規定には様々な問題があります。例えば、24条は、「管理を害する行為による秘密取得罪」が定められています。「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入・・・その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。」

ここには、「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り」とありますが、この「不正の利益」とはなんのでしょうか？ また、「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」とは何でしょうか。全く不明確です。

こういった緩やかな刑事罰の決め方は非常に問題です。自分の行為が、処罰されるのかされないのか分からないとすると、それに引かかる恐れがあるんじゃないかという萎縮効果を生じるからです。

そもそも、この法律では「罪刑法定主義」という刑法学の基本中の基本のルールが守られていません。「罪刑法定主義」とは、刑事罰が大変な負担を人々に課すものであるため、「こういう行為をすると、捕まって〇年刑務所に行くことになりますよ。」ということ、確実に国民にわかるように法定しておかなければならないという原則です。現政権は、秘密保護法について、取材行為などでは捕まりませんよと説明していますが、法律の制定時の説明とその後の運用が違う例が数あるのは過去の歴史を見れば明らかです。

【どんな情報が秘密とされるか】

「秘密」と指定されるのはどのような情報か、それが、本法の「別表」に書いてあります。「一 防衛に関する事項」、「二 外交に関する事項」、「三 特定有害活動の防止に関する事項(スパイ防止)」、「四 テロリズム

ムの防止に関する事項」、と4つに分かれています。これらの情報については「秘密」に指定することができ、公開しなくても良いことになっています。

この「別表」は大変緩やかな定めとなっていて、広い範囲の情報を「秘密」として指定できるようになっています。例えば、「一 防衛に関する事項」の「ロ」には、「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」とあります。この「その他の重要な情報」に、どのような情報でも入れようと思えば、入れることができます。「二 外交に関する事項」の「ハ」には、「安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」とあります。ここにも、「その他」があります。「三 特定有害活動の防止に関する事項」の「ロ」には、「特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」とあります。いずれにしても、「重要な情報」としか記されていません。

これでは、何でも秘密とされてしまう可能性があります。例えば、原発。原発は防衛と直接関係はなく、スパイとの関係もないと思われるかもしれませんが、テロの防止と原発の構造は密接に関わりますし、原発に関する情報は核兵器製造にも繋がります。従って、原発に関する情報についても、本法律で「秘密」指定することは容易でしょう。

また、この法律は、「秘密」指定できる情報の例外が認められていません。

以上、即ち、特定秘密保護法は、国が「これは重要な情報だ」と決めれば、その情報は社会に出なくなり、永久に秘密とされる可能性もあり、そして破棄されてしまってもわからない、ということを認めるものなのです。

まとめ

秘密保護法の問題の数々について述べてきました。行政機関の長が決定するだけで永遠の秘密が作られてしまいます。また、何でも秘密とされてしまう可能性があります。さらに、重たい刑事処罰と、どれが「秘密」とされているかが分からないため、「ちょっと怖いから話題にするのをやめよう」とか、記者の方が「官僚に聞くのはやめよう」といった萎縮効果が生じます。

また、当然ながら、秘密とされたものについて報道機関が取材をできないとなれば、私たちがそこから得

られるはずの情報を、判断の材料に使うことはできません。知る権利も害される上に、民主主義も揺るがします。

また、裁判での権利保障がない点も問題です。私も刑事弁護をしますが、例えば被告人が記者だったとして、「取材で何かを聞いたら、それが特定秘密だったので捕まりました」という場合でも、何が特定秘密だったのかが分からないと、どうやって弁護をするのでしょうか。捕まった人も何が悪かったのか分からないままです。

そして、とにかくにも、この法律はすごく分かりにくい。27条しかない非常に短い法律ではあるのですが、修正も理解困難な形で付けられており、「重要な」など抽象的な言葉が並んでいるので、「この場合はどうなるのだろう」ということだらけです。

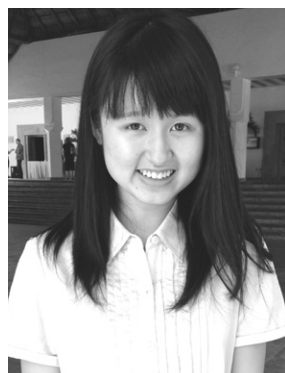
私は日米外交についての取り組みを続けているものですから、頻繁に沖縄に行きますが、沖縄での生活は周りを見渡したら、ひょっとして全部、特定秘密と指定されてしまいうるようなものばかりに囲まれています。自分の家の前に普天間基地があったり、オスプレイが飛んでくるとその操縦している米兵の顔まで見えるような生活だったりです。沖縄の方から法律相談を受け、「この場面では、どうしたらよいのですか？」と聞かれても、私には答えられないのです。国会の審議を追い、報道を丁寧に読み、条文をしっかりと見て懸命に考えても、私も弁護士として答えることが出来ないのです。そうするとみんな、「じゃあちょっと危ないかもしれないからやめようね」となる。大きな弊害がすでに出ていると思います。

今後、諮問会議が定期的に開かれ、夏頃までには一定の方針が決まって、先日の報道では今年の12月にこの法律は施行する予定とされているようです。問題のある法律なので、廃案を求めて働きかけていかなければならない、または廃案にならなくても、せめて根本的なところを変えるようにとの働きかけを行っていかねばならないと思います。

猿田 佐世(さるた・さよ)

早稲田大学法学部卒業後、タンザニア難民キャンプでのNGO活動などを経て、2002年、日本にて弁護士登録、国際人権問題等の弁護士業務を行う。08年、コロンビア大学ロースクールにて法学修士号取得。09年、米国ニューヨーク州弁護士登録。12年、アメリカン大学国際関係学部にて国際政治・国際紛争解決学修士号取得。大学学部時代から現在までアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ等の国際人権団体で活動。13年、民間シンクタンク「New Diplomacy Initiative」(ND/新外交イニシアティブ)を立ち上げる。

高校生平和大使が政府に送りたいメッセージ



小桜 智穂 さん

高校生平和大使
第2回核兵器の人的影響に
関する国際会議参加

私はメキシコ・ナヤリットで開かれた第2回「核兵器の人的影響に関する国際会議」にあわせて開催された、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)による市民社会会議で「若者の声を届けよう」というタイトルの発表をする機会を頂きました。そして、ナヤリット会議に参加して世界の人々に高校生平和大使の活動を紹介し、支持を拡げることを目指して活動しました。

メキシコに来るためには、まずICANに申し込みをして選ばれる必要がありましたが、自分が選ばれたことにびっくりしました。昨年のオスロ会議に続く大きい会議だったという点もありますが、何よりも高校生の活動がどのくらい評価されているのかを初めて感じられたからです。国際社会から選ばれるほど私たちの活動は大きい意味があるという事が分かりました。

メキシコで感じた事は沢山ありますが、その中で一番はBANg(核兵器全面禁止世代)に出会った事です。特に、BANgのカトリナさんがICANで発表したスピーチ¹を聞いた瞬間は、「来て良かった」と思いました。長年活動をしてきた大人の話も大事ですが、まだ20代の方がはっきりと意志を持って主張することに感動しました。

また、メキシコとカナダ在住の被爆者である山下泰明さん、節子サーローさんとお話ができてとても嬉しかったです。国内の被爆者の証言も大事ですが、海外を見ている方の証言ならではの特徴があると感じました。原爆を投下したアメリカなどで証言されているからかも知れませんが、思いだけではなく、私たちに必要としていることを色々教えてくれた点が印象的でした。

本会議では、色んな国が「核兵器廃絶」を明確に

言う姿にびっくりしました。それは日本では絶対に聞けないことだからです。これだけ強い意志を持っている国がこんなに沢山いるのに、日本がはっきり核廃絶を言わないことは情けないことだと思いました。被爆者セッションを通して他の国々を感動させたものの、日本は会議1日目にそのことに言及せず、私はそれが信じられませんでした。逆に、146か国という国連加盟国の半数以上が廃絶を言うために集まっているにも関わらず、5核兵器国の力が強すぎて現状がなかなかひっくり返せないという難しさも痛感しました。

私は、日本に戻ってから英語をもっと勉強したいです。BANgをはじめ、色んな人に聞きたい事が沢山ありましたが、十分喋れなかったからです。私はIPPNW(核戦争防止国際医師会議)にとっても興味がありますので、大学に入り、医者になって、必ずIPPNWに参加したいと思います。そして、この国際的な市民社会の場に帰って来たいです。例えば、日本は風邪を引いたらすぐ病院に行ける環境だけでも、海外は多分そうではない所がたくさんあると思います。私は「国境なき医師団」にも入って、たった一本の注射が足りないがために生きられないような子どもたちを助けたいです。

今回、私はICAN市民社会会議で発表する機会を頂いて、市民社会の人々に話することができました。しかし、自分の気持ちを一番伝えたいのにまだ伝えられていない人々がいます。それは、日本政府の人々です。被爆者の方が日本と世界各地から来て、また被爆3世の小柳さんも来て核廃絶を叫びながら頑張っているのに、日本政府ははっきりとその言葉を言わなかったことがもっとも悔しかったです。日本は、唯一の被爆国という言葉だけで世界で立場を保っている面があるのではないですか。また、核廃絶を言わなければならない今の国際的な潮流の中で、日本は原爆が落とされたという事実だけに隠れて根本的には何もしていないことも悔しいです。

世界は、被爆国である日本のこれからの行動に注目しています。いま北東アジアの近隣国との関係も良くありませんが、外交関係の改善という面でも、日本の役割はとても重要です。核廃絶も北東アジアの国際関係も、日本が動くことに大きな意味があると思います。私は現在、高校生平和大使として活動をしているので、その機会を活用して外務省の方々とも話していきたいと思います。

(談.まとめ、写真:金マリア)

注1. <http://bang-europe.org/2014/02/doing-what-is-right-not-what-is-easy/>

小桜智穂(こざくら・ちほ)

1998年広島市生まれ、広島大付属高校1年。高校生平和大使。

日誌

2014.3.21~4.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

EU＝欧州連合／IAEA＝国際原子力機関／
NATO＝北大西洋条約機構／NLL＝北方限界線
／P5＝国連安保理常任理事国

- 3月22日 韓国軍合同参謀本部、北朝鮮が東海岸から日本海に向け短距離ミサイル計30発を3回に分けて発射と発表。
- 3月23日 韓国軍、西部テアンで射程500キロの弾道ミサイル発射試験に成功。
- 3月24～25日 3回目の核保安サミット、オランダ・ハーグで開催。「ハーグ・コミュニケ」を採択。(本号参照)
- 3月25日 日米韓3首脳、ハーグで会談。北朝鮮の核・ミサイル開発などへの対応を協議し、局長級会合の早期開催に合意。
- 3月26日 北朝鮮、日本海に向けて中距離弾道ミサイル「ノドン」を2発発射。
- 3月30日 北朝鮮外務省、「核抑止力をさらに強化するための新たな形態の核実験も排除しない」との声明。
- 3月30日 ロシアのラブロフ外相、ウクライナ問題でケリー米務長官とパリで会談し、ウクライナへの連邦制導入を主張。
- 3月31日 韓国国防省、北朝鮮がNLL付近で約500発の砲撃訓練を行い、そのうち約100発が韓国側に落下したと発表。
- 3月30、31日 日本と北朝鮮、北京で外務省局長級協議。今後の協議継続で合意。
- 3月31日 ヘーゲル米国防長官、北朝鮮がNLL付近で砲撃訓練を行ったことについて、「危険な挑発だ」と非難し、即時中止を要求。
- 4月1日 日本政府、武器輸出三原則に代わる「防衛装備移転三原則」を閣議決定。
- 4月1日 ラッセル米国務省次官補、北朝鮮の核開発は地域不安定化の根源と非難。
- 4月1日 北朝鮮の金正恩第1書記、軍の集会で、「米国の敵視政策を絶対に容認せず、徹底的に粉碎する」との演説。
- 4月3日 イランのエブテカール副大統領、核問題が解決され、相互不信が解消されれば、米国との外交関係樹立は可能と発言。
- 4月3日 イランとP5+独、ウィーンでイランの核問題に関する3度目の専門家会合。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

北東アジア非核兵器地帯を 求める自治体首長署名

(ピースデポなどが呼びかけ、
国内542首長が賛同)

【NPT準備委員会期間中にニューヨークで】

バン・ギムン国連事務総長に宛て、
田上富久長崎市長、松井一貴広島市長が
署名簿を提出する予定です。

2015年NPT再検討会議第3回準備委員会 日韓モンゴルNGOフォーラム

ニューヨーク国連本部にて開催！

「北東アジア非核兵器地帯の設立へ、今、行動の時」

2014年4月30日、午後3時～5時50分 ニューヨーク国連本部NGOルームC

共催団体：ピースデポ、ピースボート(以上、日本)／
平和ネットワーク、参与連帯(以上、韓国)／ブルーバナー(モンゴル)
協力団体：国際平和ビュロー(IPB)／ノーチラス研究所／
核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)／世界教会協議会(WCC)

派遣カンパを
お願いします！

「将来をにう活動者・研究者」の育成にご協力をお願いします。
今年は、明治学院大学国際学部の中村充孝さんを派遣します。

ゆうちょ銀行 〇二九(ゼロニキュウ)支店 当座 0041182

横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

振込の入力画面でお名前の前に「ハケン」と記入をお願いします。

- 4月3日 日本防衛省、「防衛生産・技術基盤戦略」の骨子案に、ミサイルなどの国際共同開発・生産への参加の推進を盛り込む。
- 4月4日付 東亜日報、韓国軍高官の話として、北朝鮮が核実験と長距離弾道ミサイル発射実験の同時実施を準備していると報道。
- 4月4日 米政府高官、5月にもイラン核問題最終合意案の起草を開始すると述べる。
- 4月5日 小野寺防衛相が、北朝鮮の弾道ミサイルの落下事態に備え、3日に破壊措置命令を出していた事が明らかに。
- 4月5日 安倍首相とヘーゲル米国防長官、北朝鮮問題などにつき首相公邸で会談。
- 3月18日付 ジャパンタイムス、86年に嘉手納基地内でPCB汚染の隠蔽があったと報道。87年作成の米軍内部文書で発覚。
- 3月22日 「沖繩『建白書』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議」結成へ発起人会議。
- 3月24日 八重山教科書問題。竹富町教委、国による教科書選定は正要求を拒否。
- 3月25日 沖繩防衛局、辺野古サンゴ調査の特記仕様書に警戒船100隻の調達を明記。
- 3月25日 名護市議会、仲井真知事へ辺野古承認の文書説明求める意見書を可決。
- 3月26日付 県警が年毎に性的暴行容疑米兵を不起訴にし公表しなかったことが判明。

- 3月26日 米ミラマー基地所属オスプレイ1機、普天間飛行場に飛来。
- 3月27日 辺野古沿岸ボーリング調査、入札公告。5月開札。
- 3月27日 与那国陸自沿岸監視部隊、15年度に発足。14年4月19日に施設着工予定。
- 3月28日 沖繩防衛局、辺野古サンゴ調査警戒船100隻は述べ数であり1日1隻と説明。
- 3月29日 自民党県選、名護市長選で稲嶺氏支持した元顧問・仲里氏を除名。埋立て承認に抗議した那覇市議12名に役職停止処分。
- 3月29日 キャンプ・コートニー所属海兵隊員、飲酒運転で高速を逆走。現行犯逮捕。
- 3月31日 海自艦4隻、石垣港へ初入港。
- 3月31日 防衛省、与那国町と陸自配備予定地の賃貸契約締結。一部民有地は4月以降。
- 4月1日付 辺野古基地関連6業務の受注業者決定。防衛局、近く埋立て設計に着手。
- 4月1日 小野寺防衛相、「建白書」の国立公文書館への移管を検討。
- 4月2日 F15戦闘機2機、空自E2C早期警戒機が嘉手納基地に緊急着陸。
- 4月3日付 キャンプ・ハンセン内での陸自訓練、09～13年で延べ282日。車両行進、市街地戦闘訓練等で使用。

今号の略語

CTBT＝包括的核実験禁止条約

HEU＝高濃縮ウラン

IAEA＝国際原子力機関

PNND＝核軍縮・不拡散議員連盟

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遠<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、小島知夏、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、茂木里穂、山口響、梅林宏道